

小平市教育委員会会議録（甲）

— 1 0 月 定 例 会 —

平成26年10月23日（木）

平成26年10月 教育委員会定例会（甲）

開 催 日 時 平成26年10月23日（木） 午後2時00分～午後3時47分

開 催 場 所 505会議室

出 席 委 員 森井良子 委員長

山田大輔 委員長職務代理者

高槻成紀 委員

三町章 委員

関口徹夫 教育長

説明のための出席者 有川知樹 教育部長

高橋亨 教育部理事兼指導課長

松原悦子 教育部理事（生涯学習・体育・図書館）

滝澤文夫 教育庶務課長

坂本伸之 学務課長

小松正典 学務課長補佐

板谷扇一郎 学校給食センター所長

森田恒明 指導課長補佐

相澤良子 生涯学習推進課長

小島淳生 体育課長

屋敷元信 中央公民館長

湯沢瑞彦 中央図書館長

小林邦子 教育部参事

書 記 宮崎淳 教育庶務課長補佐、根岸玄 教育庶務課主事

傍 聴 者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○森井委員長

ただいまから教育委員会10月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○森井委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は高槻委員及び私、森井でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（6）及び、議案第34号から第41号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○森井委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員長報告事項）

○森井委員長

はじめに、委員長報告事項を行います。

委員長報告事項（1）東京都市町村教育委員会連合会管外視察研修について、私から報告いたします。資料No.1をご覧ください。

研修は、10月10日金曜日に行われ、茨城県阿見町の「予科練平和記念館」と、つくば市の「産業技術総合研究所」の敷地内にある、「地質標本館」と「サイエンス・スクエアつくば」、そして、同じく、つくば市の「宇宙航空研究開発機構筑波宇宙センター」を視察してまいりました。

小平市からは、関口教育長と私、随員の宮崎教育庶務課長補佐の3人で参加いたしました。

はじめに視察した「予科練平和記念館」は、全国から試験で選抜された少年の基礎訓練をしていた海軍の施設である「予科練」の歴史を今に伝える施設でございました。

戦況が悪化する中、特別攻撃隊、いわゆる「特攻隊」として出撃した方も多くいらしたとのことで、予科練出身者の方から、直接お話を聞く機会がございました。その方は、特攻隊として出撃した方たちの本当の心を伝えるために、ここでお話をしているとのことでした。

次に、産業技術総合研究所の「地質標本館」でございますが、1階と2階に4つの展示室があり、日本列島の地質模型や化石などが展示されておりました。化石の中には、姉妹都市の北海道小平町産のアンモナイトなどもあり、その他の珍しい化石や鉱石なども、大変興味深く見学させていただきました。

また、同研究所の「サイエンス・スクエアつくば」でございますが、ここでは、2足歩行ロボットのデモンストレーションや、アザラシ型のかわいいロボットの展示、また、遠隔地にいる人同士が同じ映像に映し出されるテレビなど、最新の技術を生かした取組が紹介されておりました。

最後に、宇宙航空研究開発機構、通称JAXAの筑波宇宙センターを視察いたしました。外には、H-IIロケットの本物が展示されており、その大きさにまず圧倒されました。

見学施設である「スペースドーム」内には、本番用に作られた人工衛星や、実物と同じ大きさ

で作られている国際宇宙ステーションの日本実験棟などが展示され、説明員の方から専門的なお話を伺うことができ、しばし宇宙に思いを馳せる時間をいただきました。

今回訪れた施設は、いずれも大変興味深く、子どもたちが社会科見学などで訪れるのに魅力のある施設であると思いました。

残念ながら、小平市からは遠距離ではありますが、一度は訪れてほしい場所であるとの感想を持ちました。

以上で委員長報告事項を終了いたします。

(教育長報告事項)

○森井委員長

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）平成２５年度一般会計決算特別委員会の審査結果について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（１）平成２５年度一般会計決算特別委員会の審査結果についてを報告いたします。資料はございません。

一般会計決算特別委員会は、去る１０月１４日から１６日まで、３日間開会され、教育部の決算審査につきましては、１６日の午後に行われました。

教育部の審査終了後、各会派の代表から総括質疑がございまして、一般行政につきましては市長が、教育行政につきましては私が答弁いたしました。

総括質疑・討論の後、採決が行われ、賛成多数をもって、認定すべきものという採決結果でございました。

議決は、市議会１２月定例会初日の本会議にて行われる予定でございます。

教育部の審査の内容につきましては、多岐にわたっておりますので、市議会の会議録が出来上がりましたら、そちらをご覧いただきたいと思います。と存じます。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（２）小平市立小・中学校の台風１８号への対応について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（２）小平市立小・中学校の台風１８号への対応についてを報告いたします。資料はございません。

去る10月5日日曜日から翌6日月曜日にかけて台風18号が接近し、小平市でも5日午後9時25分に大雨・洪水警報、翌6日午前0時40分に暴風警報が発令され、6日午前中は非常に強い風雨となることが予測されました。

そのため、児童・生徒の登校時の安全を最優先し、運動会の振替休業日とした学校以外の全ての学校におきましても、各学校長の判断により、臨時休業となりました。

周知につきましては、小平市ホームページに掲載したほか、各学校のホームページにおいても臨時休業の情報を掲載するよう依頼してございます。

台風による被害状況でございますが、児童・生徒等につきましては、被害はございませんでした。また、学校施設等につきましても、台風による影響はございませんでした。

なお、翌週の14日未明に接近した台風19号につきましては、登校時の影響は少ないとの判断から通常どおりという対応をいたしました。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（3）寄附の受領について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（3）寄附の受領についてを報告いたします。資料No.2をご覧ください。

〔Ⅰ〕は、金5万円を、西武信用金庫小平支店小平西武会様より、育英基金への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

〔Ⅱ〕は、金3,167円を、しおざい様より、育英基金への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

〔Ⅲ〕は、金5万円を、小平市ダンススポーツ連盟様より、育英基金への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

〔Ⅳ〕は、携帯型タブレット端末11台を、匿名希望の個人様より、小平市立図書館への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

〔Ⅴ〕は、児童書35冊を、高良恵子様より、小平第二小学校への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（4）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（４）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。
今回報告いたします承認事業は、資料No.3のとおりでございます。
詳細につきましては、滝澤教育庶務課長から説明させます。

○滝澤教育庶務課長

本日報告いたしますのは、7件でございます。うち新規申請は1件でございます。
受付番号（50）2014北多摩ブロック親善ゲートボール大会は、NPO法人東京ゲートボール連合・北多摩ブロック協議会が主催し、加盟9市の参加により、小平市を会場に開催したものでございます。
そのほかの6件はいずれも例年承認しているものでございます。
以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。
教育長報告事項（５）事故報告Ⅰ（9月分）について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（５）事故報告Ⅰ（9月分）についてを報告いたします。
9月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.4のとおりでございます。
詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

○高橋教育部理事

事故報告Ⅰ（9月分）について、ご報告いたします。
交通事故は管理下で0件、管理外は中学校で1件ございました。
資料中段をご覧ください。一般事故は全て管理下で、小学校3件、中学校で3件、合計6件になります。
項目別状況ですが、小学校では休み時間・放課後等1件、授業中2件になります。中学校では授業中1件、行事等で2件になります。
昨年9月の一般事故は小学校で5件、中学校で9件、合計14件ございました。同月比で本年度は半分以下の数字となっております。
それでは、交通事故の①、及び小学校の授業中の事故の②、中学校の行事等の事故の⑥について詳細をご報告いたします。

まず、1件目です。9月1日月曜日の午後5時30分ごろ、中学校1年生の生徒が一橋学園駅

前から西に向かい自転車で走行中、一橋大学北門付近の交差点で安全確認が十分でない状態で横断をしたところ、北から走行してきた自動車と接触をいたしました。その際、自転車が転倒し、左手の人差し指をすりむき、右足ひざ辺りを打撲したものでございます。

情報を把握した現場近くの小学校長より当該生徒の中学校に連絡があり、中学校長から生徒の保護者に連絡を入れました。大きなけがを負った様子はありませんでしたが、念のために生徒を救急車で搬送しました。当日の夜及び翌朝に保護者から状況の連絡があり、けがはすり傷と打撲で、CT等の検査結果も異常はなかったとのことでした。

当該中学校では9月2日の職員朝会で全職員に事故のことを伝え、新学期当初に改めて交通事故の防止を指導するよう伝えました。

次に、小学校の授業中の事故②についてでございます。

9月19日金曜日の午後2時55分ごろ、組体操で、3人1組の技を練習していたときのことです。2人のももの上に立つカシオペアという、地上から60センチメートルから70センチメートルほどの技を行った際に、当該児童がバランスを崩し地面に落ち尻餅をつきました。そのときに自分の左手の上に自らのお尻が乗り骨折をしたものでございます。

この時間の組体操の指導には当該学年の担任のほか、安全確保のため、校長を始め、専科教員や低学年の担任が参加しており、合わせて11名の教員で指導を行っておりました。児童の異変に気がつき、けがを把握して、学校はすぐに保護者に連絡し、タクシーで病院に搬送をいたしました。診断の結果は、ひじと手首の間にある橈骨の骨折でした。保護者に対しては、けがをしたときの状況を説明し、校長及び担任が保護者に謝罪しました。学校に対しては、指導課から当該児童が運動会に参加する際の配慮をお願いいたしました。

組体操の際のけがについては、昨年度の教育委員会でもご報告し、各学校に対して十分指導するようにご指示をいただきました。昨年度も校長会議で本件を取り上げましたが、本年度も春と秋の校長会議等で手厚い指導体制の構築や、児童・生徒の状況に応じて組体操の内容を見直すなどを指示してまいりました。学校では他学年の教員を入れて指導を行ったり、練習時に保護者や地域の方々にご協力をいただいたりした学校もございました。

いずれにいたしましても、事故防止に各学校は努め、結果として一昨年度、昨年度、今年度と、事故の報告が減ってございます。今後も児童・生徒の発達段階や能力に応じた内容の見直し、練習時の体制などを指導してまいります。

最後に、中学校の事故⑥です。9月12日金曜日の午前10時ごろ、幼稚園で職場体験を行っていた中学校2年生の生徒が、ローラーのついている滑り台の上に放置されたボールを片づけようとして、右足をローラーの上に乗せ、ボールを取った際、体重をかけたために、ローラーが転がりました。手にボールを持っていたために、顔から滑り台のローラー面にぶつかり、前頭部と前歯、鼻をぶつけました。事故後すぐに幼稚園から中学校に連絡があり、副校長は担当で見回り中の教員2名に連絡し、現場の幼稚園に向かうように指示をいたしました。また、学校から家庭に連絡をして、保護者が幼稚園に迎えに行くことになりました。

中学校教員と保護者は現場で状況を確認し、保護者が当該生徒を病院に連れて行きました。診

断の結果、頭部と鼻の打撲、及び前歯折損とわかりました。各学校では職場体験の際にけががあった場合、すぐに対応できるように連絡体制を整えてございます。今回も事故後の対応は迅速に行われましたが、今後も事故が起こらぬよう指導を行うとともに、連絡体制も十分に構築するように指導してまいります。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

では、ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山田委員長職務代理者

教育長報告事項（２）台風への対応について、少し質問をさせていただきたいと思います。まずは台風１８号、１９号への迅速なご判断、ご対応のほど、ありがとうございました。

先週の台風１９号において、小平市では通常の登校というご判断をしていただいたと思います。前日の夜のニュースを見ておりましたところ、隣の西東京市は完全に休校と出ておまして、隣なのに大分違うのだと思いました。そういった判断ですが、それぞれの市が独自で行っているのでしょうか。何かしらの判断基準がありましたら、教えていただきたいと思います。

○滝澤教育庶務課長

小平市教育委員会としての基準を設けております。どういうものかと申しますと、児童・生徒の登下校時に、台風が接近する、もしくは、上陸するような可能性が高いこと、台風の進路によっては関東地方を直撃するという、さらに風雨が大変強いことを基準にしております。

市の防災安全課が今回の２つの台風の時にも、関係各課を集めまして、庁内連絡会議を開いております。しかし、今回の台風１８号について言えば、土曜日、日曜日、１９号の際には祝日を挟むということで、その時点で判断することは非常に難しく、あくまで気象状況の報告、情報提供が主でございました。

それを受けて教育委員会は、前日の日曜日の深夜から月曜日の早朝にかけての状況をもって、小・中学校の校長会長とも連絡を密に取りながら、最終的には学校判断といたしました。ですので、前日夜の段階で休校を決めたところもございましたが、当日の早朝に休校という判断をした学校もあったわけでございます。

台風１９号に関しましては、関東通過の前日が祝日でしたので、その日の正午時点での気象情報をもとに判断するというところまでを、金曜日の内に決めておりました。台風の状況を見ますと、関東地方に向かってはありましたが、速度が大分上がっており、未明から早朝にかけて通り抜けるだろうという見込みがありました。そのため、当日の登校時には影響がないだろうという判断をし、通常の授業といたしました。

この判断につきましては基本的には、各市それぞれが行うということでございます。小平市と

いたしましては、先ほど申し上げましたような項目に当てはまる状況のときには、教育委員会として一定の判断のもと一斉に指示を出すこともあります。基本は学校長の判断としているところでございます。

以上でございます。

○山田委員長職務代理者

ありがとうございます。

○森井委員長

ほかに何かございますか。

では私からも伺います。事故報告Ⅰのところ、ご説明がなかった③についてです。ハンマーを使って運動会の準備作業中であったということで、高学年の6年生であればハンマーを使っている準備をする場面もあったかと思いますが、それは教員の方も一緒にやっていただいていたのかということと、ハンマーというと具体的には金属製のものなど、どういったものかご説明をお願いします。

○高橋教育部理事

入退場門を設置しておりまして、入退場門が倒れないようにするためのくいを打っていたということでございます。当然、担当教員と、高学年の児童たちで活動しておりました。ハンマーは普通のいわゆるトンカチよりもやや大きめのものだったそうで、鉄で出来ているものでございました。本人がくいを打っていたところ、狙いを誤って、自分が持ったハンマーで、指が挟まるような形になったということでございます。

○森井委員長

振りおろした下に指があって、押し潰してしまったのかと思うと怖い感じがします。

○高橋教育部理事

ハンマーを持っていた右手の人差し指でくいを打ってしまい、指を挟んでということでございます。学校では、そのような活動を児童に関らせることが適切かどうか、改めて見直しをして、やはり違う活動で子どもたちを関わりたいと校長から報告がきてございます。

○森井委員長

振りおろした瞬間に誤って指を挟むということは大人でもあることです。そのような危険を伴う活動以外の課外活動で子どもたちを関わらせたいと、学校で判断してくださっているのであれば、その判断にお任せしたいと思います。ありがとうございます。

ほかにございますか。

○三町委員

同じく事故のところで説明がなかったと思いますが、アレルギーと書いてある④のケースです。時々、アレルギーで病院に搬送とか、あるいは子どもが早く気づいて事なきを得たという話がありますが、このケースの場合、この資料で読む限りでは、例えば呼吸困難に陥るといような状況ではなかったようです。例えば何か食べた後で運動をするとアレルギー反応を起こすとか、そういうケースもありますが、この生徒の場合はそういうことでアレルギー反応を起こしたのか、あるいは全くわからなかったのか、その辺りのことを教えていただけたらと思います。

○高橋教育部理事

当該生徒ですが、5校時の体育の授業中に1,000メートル走をし、その後ソフトボールの授業でキャッチボールをして、集合した際に顔が赤くなっていたということでした。様子がおかしかったため、体育の教員が検査に行くように指示をし、養護教諭が本人から状況を聞いて、保護者に連絡をしました。顔とおなかと手に若干じんま疹が出ていましたが、まださほど大きな変化がなかったので、エピペンを打つ必要はないと判断をして、かかりつけの小児科にそのまま向かったという状況でございます。

以上でございます。

○三町委員

ということは、今までにそういうアレルギー反応はなかったお子さんなのですか。

○高橋教育部理事

アレルギーがあるということについて、学校には連絡があったということでございます。

○森井委員長

食べ物に関してですか。

○高橋教育部理事

そうです。

○森井委員長

では、このときの給食との関連性は、わからないのでしょうか。

○高橋教育部理事

フルーツなどにアレルギーがあるようでしたが、今回の事案と関係はないようでございます。

○三町委員

わかりました。アレルギーがあってもふだんは全然出ないとか、あるいは運動すると出てくる
とか、いろいろあるので、これからもこういうケースでの判断というところが大切だと思います。
早く判断して、適切な処置ができるような学校指導をしていただけたらと思います。

○森井委員長

よろしいでしょうか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

では、以上で教育長報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○森井委員長

次に、協議事項を行います。

協議事項（１）、及び協議事項（２）は、後ほど審議いたします議案第３３号と関連いたします
ので、そちらで取り扱います。

協議事項（３）小平市いじめ防止基本方針の策定についてを議題といたします。関口教育長か
らご説明をお願いいたします。

○関口教育長

協議事項（３）小平市いじめ防止基本方針の策定についてを説明いたします。資料No.8をご覧
ください。

このたび、本市のいじめ防止基本方針について、部間連携会議として小平市いじめ防止基本方
針策定庁内検討会議を設置し、４回の検討会議を経て素案がまとまりました。

本方針は、いじめ防止対策推進法や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」などに基
づき、小平市として、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するもので
ございます。

詳細につきましては、小林教育部参事から説明させます。

○小林教育部参事

本方針につきましては、９月の教育委員会定例会終了後に概要をご報告しておりますが、この
たび案がまとまりましたので、ご説明いたします。

資料につきましては、資料No.8、小平市いじめ防止基本方針の策定についてと、小平市いじめ
防止基本方針（案）の２点でございます。

それではA 4、1枚の資料からご説明をいたします。

はじめに、1の策定の意義でございますが、いじめ防止対策推進法や、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」などに基づき、小平市、小平市教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関が連携を強め、いじめの防止等の対策を小平市立学校に在籍する全ての児童・生徒に対し、総合的、効果的に推進するために定めるものでございます。

2の検討方法についてですが、いじめ防止の対策は、市全体で取り組むものとの考えから、教育部、企画政策部、次世代育成部の3部7課と、小・中学校の代表校長で構成する策定庁内検討会議において、検討を行ってまいりました。

3の構成についてですが、目次及び8項目からなるいじめ防止基本方針と、巻末のこだいら「いじめゼロ」メッセージで構成しております。

目次の大項目は、1基本方針策定の意義、2いじめの定義、3いじめの禁止、4いじめ問題への基本的な考え方、5小平市における取組、6学校における取組、7重大事態への対処、8取組の評価・見直しでございます。

また、小平市が特に大切にしている考え方や取組として、基本方針内の5か所に「こだいらメッセージ」のしるしをつけ、資料の項目4においても、小平市としての特色として記載いたしました。

1つは、いじめはどんな理由があっても許されないことを、子どもも大人も認識し、見過ごしたり放置したりしないこと。

2つには、いじめが起きた場合には、いじめを直ちにやめさせ、いじめの背景の分析やいじめを行った児童・生徒の事後対応にも配慮すること。

3つには、家庭で、いじめは許されないことを十分理解させるほか、地域社会総がかりでいじめの問題に取り組むこと。

4つには、小・中連携教育により、児童・生徒自らがいじめについて考え、行動を抑制できる主体的な活動を推進すること。

5つには、いじめの兆候をいち早く捉え、早期発見ときめ細かな早期対応により、いじめの芽を摘むこととございます。これらをまとめたものが基本方針（案）最終ページの、こだいら「いじめゼロ」メッセージになります。

なお、基本方針（案）の3ページに示しました、いじめの防止等に関係する機関の連携を図るための小平市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ防止対策を実効的に行い、重大事態時の調査・解決に向けた支援を行うための小平市教育委員会いじめ問題対策委員会、地方公共団体の長の附属機関であり、重大事態発生時の再調査を行う小平市いじめ問題調査委員会の3つの組織については、法令に基づき設置する必要がございます。

いじめ防止等の取組を総合的に推進する3つの組織の設置につきましては、現在所管する部署や具体的な構成員について、市長部局と調整し、設置条例案を検討しております。今後も人員については調整を進め、庁議でご協議いただいた後、12月議会に上程し、議決を経て設置したいと考えております。

また、いじめ防止基本方針の今後についてでございますが、本日の教育委員会定例会での協議を経て、小平市いじめ防止基本方針を決定し、11月の生活文教委員会での事務報告を考えております。その後、市のホームページへの掲載、保護者向けリーフレットの配布などを行い、周知してまいります。

説明は以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

このことにつきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○三町委員

確認ですが、この基本方針の策定というのは、自治体としては義務というよりは、当然持つ必要があるだろうということは思っています。また、私がやはりどうしても気になるのは、条例、法によって設置しなければならないとなっている部分の実際上の運用です。いじめ問題対策連絡協議会の設置というのは、これから設置条例等を考えながら12月くらいにはという今のお話でしたが、実際に子どもを取り巻く様々な課題に関して、問題行動や虐待等に対する対応としても、これまでもこういった連絡協議会等や、その下にワーキンググループを作って具体的な対応をしていこうというものが現実にあたりするわけです。そういったところでの今回のこの法に基づく設置ですが、実際にその整理がどのようにされ、設置されて、委員会後は運営されていこうとしているのか、何かそういう方向性というか、考え方を教えていただけたらと思います。

○小林教育部参事

これまでも青少年の問題等について、各関係機関で、子どもたちの健全育成のために、連携を図ってまいりました。そして、いじめについては、市として取り組むべき重大な問題であると認識しており、青少年問題協議会なども、それぞれ同じような意味合いを持っているところもありますので、その部分は調整をしながら、組織の設置を検討してきております。

以上でございます。

○三町委員

設置というところまでは良いのでしょうか。例えばそのもとに対策委員会を設置ということで、これも設置であり、実際に設置したら動かすわけでしょう。その辺りの具体的なイメージというのが、まだどうも湧かないのです。それについてどのようなイメージをもって実際に運営していこうとしているのかという、方向性を教えていただけたらと思っています。年間に何回開催するとかでも結構です。

○小林教育部参事

1つめの小平市いじめ問題対策連絡協議会については関係者の連携ということで、こちらは年間2回ほどを予定しております。常設ということで、事務局は指導課を考えております。

2つ目の小平市教育委員会いじめ問題対策委員会については、実際にいじめ防止等のための対策について、協議をしたり、ご意見をいただいたりということでございます。こちらについては、専門的な知識を有する方に委員になっていただき、教育委員会の附属機関でもございますので、教育部指導課が担当となり、こちらも常設で年間2回ほどの開催を考えております。

最後の小平市いじめ問題調査委員会は、重大事態が発生したときのものでございますので、そういった必要があるときに設置するものでございます。

以上でございます。

○三町委員

わかりました。

○山田委員長職務代理者

私からは1点、質問させていただきたいと思います。自尊感情や自己肯定感を育むという文言が3か所ほど出てきております。

そもそもいじめに関する定義としては、いじめてしまう側、いじめられる側、双方の立場があると思うのです。しかし、これを読ませていただきますと、何かそれがぶれているような気がして、どちらの立場なのかわからない部分があります。

専門の先生方の意見でまとまっていこうと思うのですが、例えば私が思っているのは、相手を思いやるとか、感謝するとか、敬うとか、そういった感情が育まれれば、いじめにはつながらないのだろうなということ、これを読みながらすごく感じたわけです。

他人を思いやる、感謝するというのは、他人を思いやるからいじめることにはしない。しかし、自己肯定感とか、自尊感情というものは、いじめられてしまう側の立場でいうと、自信を持つ、つまり何か言われてもしっかりと会話ができて、自分が引き込まれなくなる、というようなイメージで、いじめを受けている側がプライドとか自信を持つことで、いじめられている気持ちがなくなるということになる。

この文章は、時によってはいじめてしまう側、時によってはいじめられている側の双方の立場で書いていると思うのですが、自己肯定感と自尊感情という文言が多く出てくるのに比べ、他を思いやるとか、感謝をするとか、そういった文言が少なく感じました。他の人も大切にすることを育むという文言もあるのですが、自尊感情や自己肯定感を育むという言葉のほうが重要視されていて、そちらが目立っているような感を受けました。

この基本方針を策定するに当たりまして、その辺りのバランスは問題ないのかという質問でございます。

○小林教育部参事

思いやりの心や、感謝の心も大切だと思っております。そのことについては、道徳教育や人権教育、いじめ防止授業の実施に込めております。

そしていじめをしない、させないというように考えたときには、やはり一人一人が大切な存在であると、誰もが思うことが大事であると思っております。どの人も大切な存在であるということを、児童・生徒が心の中に深く刻むことが必要だと思っております。

そのためには、自分も大事な存在であるということを他者からも認められること、また、自分自身もそのように自覚すること、同じように他者も大事な存在であると感じることが大切です。やはり自分が大事にされて、社会や学校の中で、有用感を感じていないと、そのことがいじめに向かうところにもつながる部分があると思っております。

つまり、誰もがそれぞれに大切な存在であり、認められる存在であり、重要な存在であるということを、それぞれに気付かせることが、いじめに向かわないためには必要であると考え、自尊感情、自己肯定感、自分も他の人も大切にすると態度が大事であると捉えております。

以上でございます。

○高橋教育部理事

加えて申し上げますと、自尊感情と自己肯定感は、自分で自分を励ますことでは育れません。他人がその人を認めて、「あなたはこういうところがよかったよね」、「こういう場面ですばらしかったよね」と、相手に投げかけることによって、自分はそういう面があるんだ、そういうところが自分のいいところなんだということで、自尊感情や自己肯定感は育まれていきます。そういった活動を重視することは、最初に山田委員がおっしゃったように、まずは相手のことを思いやったり、認めたりする行為と同一かと考えてございます。

自尊感情や自己肯定感を高めるというのは、その過程の中で相手を認め、お互いに高め合うというような活動になっていきますので、言葉は違いますが、内容的にはやはり双方向のもので、同じような内容ではないかと捉えてございます。さらに、そういう指導を大事にしていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○山田委員長職務代理者

ありがとうございました。今の説明は非常にしっくりはまるものがございました。いじめをさせないというのは、大人の側からだめだよということではなく、子どもの目線で、子どもが止めに入れるような、そんなイメージが今浮かびました。引き続きよろしく申し上げます。

○高槻委員

基本方針（案）の1ページの2番にいじめの定義がありますが、改めて読んで、思ったことがあります。いじめの定義は、いじめるという動詞がある場合は、攻撃を意味する言葉ですね。そうであれば、「心理的、または物理的な影響を与える行為である」というのであればわかるので

すが、「行為であって」と続いて、そのあとに「対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」となっています。そうすると、いじめる側と同時にいじめられた子どもの感じているもの、心理状態もいじめと言うということですね。

これはいじめられる側のハラスメントのことですね。その子どもが苦しんでいる状況のことを言う。だから、いじめ防止というのは、いじめられる行為、あるいは言動を防止するということと、いじめられている状態にいる子どもの状況をなくすということ、その両方だというように思いました。

ただ、私は文章としては「であって」という表現をあまりしないと思います。いじめる側のこともいじめという、それからいじめられている苦痛を感じていることもいじめというのは、分けたほうが良いように思います。その定義からすると、ヒューマニズム、一人一人が大事だと思うこと、それがベースになれば、いじめるという行為にもなっていく。また、自分を大事にしないということが、そういう状況を生んで行くということで私も納得ができたという感じがしました。

○三町委員

ここに定義がありますが、まさに受ける側からの思いで、いじめと受けとめて対応していこうという思いが非常に強いのだらうと思います。確か、平成17年度か18年度までは、文部科学省が行っていた調査によるいじめの定義は攻撃する側を主体とした定義だったと思います。それが平成18年くらいに、これは法の文章ですから、表現は若干違いますけれども意味は同じで、文部科学省でもこのように捉えに変わっています。そういう意味で、いじめられている子の声に耳をかたむけ、できるだけ早く対応していこうということで、こういう方向になっているのだらうと、私は受けとめています。

これは質問ではありませんが。

○森井委員長

文章で気になった点がございます。こ दौर「いじめゼロ」メッセージの⑤の、「ささいなケースも見逃さない」という文章です。私どもは、小平市が細かく見ていただいて些細なケースも見逃さなかったために、多くの件数が報告されたということは良くわかっているのですが、これを知らずに読んだ方は、「他区市に比べて多くの件数が報告されましたが、解決の割合も高い結果となっています。このように、ささいなケース」というふうにとくと、どこが「このように」というのがわかりにくいというような印象を持ちました。そうするのであれば、「他区市に比べてささいなケースを黙認したり、見逃したりすることがなかったため、多くの件数が報告されました」というほうが、読んだ方の理解を得られるのではないかと思います。

「このようにささいなケース」というのは、どこにかかってくるのが少しわかりにくいという印象を持ちましたので、文言を少し見直していただきたいと思いました。

○高槻委員

「このように」は「摘んでいきます」につながるのでしょうか。これは文章として息が長くて、「このように」から始まってずっと続いて、最後「摘んでいきます」なのですよね。

○高橋教育部理事

細かい点は再度、検討させていただきたいと思います。例えば今のところ、「今後もささいなケースを黙認したり看過したりすることなく」と、例えばそういう文章であれば、つながる気がします。検討させていただきたいと思います。

○高槻委員

この基本方針は、今回策定したものはしばらく続くものだと思いますが、どうでしょうか。

○小林教育部参事

8番の取組の評価・見直しというところで、基本方針に基づく取組状況を確認し、その評価結果に基づき、必要に応じて適切に対応する、その後に基本方針を見直すことができると書いてあります。基本的には小平市いじめ問題対策連絡協議会の中で、取組状況、基本方針についてのご意見をいただくということを考えてございます。

○高槻委員

平成24年度に新聞で取り上げられて話題になったことですが、実は小平市では、正直に、丁寧に、どんな小さいことでも出してくださいといったことで、件数が多くなったわけで、本質的にはむしろ健全な学校教育が行われていることがわかったということです。もしそういうことだとすると、いじめというものを小平市はこのように捉えているというようなメッセージだと考えて、あえてここに書く必要があるのか疑問に思います。むしろ、小平市の基本的な姿勢なり、取り組むフィロソフィーのようなことが書いてあればいいのではないかと思います。何か弁解がましいというか、ある出来事に関して何か言う必要はないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○高橋教育部理事

平成24年度以降もこの姿勢というのは、小平市は持ち続けており、毎年数字については、プレス発表などされているところがございます。委員からもいただきましたように、本市としてこの姿勢は、今後も決して崩すことなく持ち続けますという宣言として、何らかの形で表現したいと考えたものでございます。

前半に平成24年度のことを書いてございますが、その部分が少し表現としてご意見があるかとは思っているところではございますが、後段にあるところを重視して示していきたいと思っております。

以上でございます。

○森井委員長

では、ほかにごありませんでしょうか。よろしいですか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

ただいま、委員の皆様からご意見がありましたので、検討していただいた上で、了解ということとよろしいでしょうか。

○高槻委員

今の私の意見についてですが、このメッセージが誰に対して、どのくらいの期間で伝えたいかということをよく考えた上で、やはりこの文言が入っていたほうが良いという判断をされるのであれば、それで結構だと思います。これを1つの提案だと考えていただいて、全面的に了解しましたというよりは、ご検討の上、お任せするというにさせていただきたい。

○森井委員長

それでは、このことにつきましては、検討をいただいた上で了解ということで、ご異議ございませんでしょうか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

以上で協議事項（3）を終了いたします。

（議案）

○森井委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第33号、小平市教育委員会の組織等の改正の協議の申出について、並びに協議事項（1）小平市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行の協議について、及び協議事項（2）小平市長の権限に属する事務の一部の委任の協議については関連する内容でございますので、一括して取り扱いたいと存じます。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第33号、並びに協議事項（1）、及び協議事項（2）は、関連する議題ですので、一括

して説明いたします。

はじめに、議案第33号、小平市教育委員会の組織等の改正の協議の申出についてを説明いたします。

小平市では、市民から一層信頼される自治体を目指して、より簡素で効率的な行財政の執行体制を確立するための組織改正を、平成27年4月1日付で行います。この改正に先立って、地方自治法第180条の4第1項に基づき、10月17日付で、市長から教育委員会宛てに、「小平市教育委員会の組織等の改正について」の勧告があったところでございます。

これを受けまして、小平市教育委員会の組織を別紙のとおり改正することについて、同法同条第2項に基づき、市長に協議を申し出るものでございます。

次に、協議事項(1)小平市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行の協議について、を説明いたします。資料No.6をご覧ください。

本件は、組織改正に関連して、平成19年12月に決定された「小平市の文化振興の基本方針」に基づき、生涯学習推進課で所管する文化財について、また、体育課で所管する学校施設のスポーツ開放について、この組織改正により新たに設置される、市長部局の地域振興部長に補助執行するよう、地方自治法第180条の7の規定により、協議を受けたものでございます。

次に、協議事項(2)小平市長の権限に属する事務の一部の委任の協議について、を説明いたします。資料No.7をご覧ください。

本件につきましても、組織改正に関連するもので、青少年に関する事務を教育委員会で一体的に取り扱うため、現在、市長部局の青少年男女平等課で所管しております、青少年問題協議会に関する事務について、教育委員会に委任されるよう、地方自治法第180条の2の規定により、市長に協議を行うものでございます。

以上でございます。

○森井委員長

質疑に移ります。

質疑は、3件を一括して行います。

○山田委員長職務代理者

資料No.6につきまして、文化、スポーツについてですが、この文化とスポーツに関することを市長部局に移すことと背景と意図は何かということ伺いたしたいと思います。

○松原教育部理事

まず文化でございますが、文化に関しましては、これまでふるさと村について、市長部局に事務を委任し、教育委員会では平櫛田中彫刻美術館や文化財保護に関する事業を行ってまいりました。

小平市では平成19年12月に小平市文化振興の基本方針を策定いたしまして、これに基づき、

市全体を視野に入れた文化振興の実現を目指した施策を展開してございます。今後、小平市として、玉川上水、平櫛田中彫刻美術館、鈴木遺跡、また市の指定文化財等を、貴重な資源としてアピールすること、また、ルネこだいらや、ふるさと村と連携した事業展開を拡大し、小平市のさらなる活性化を図るために、文化事業を市長部局に統合していくといった背景がございます。

スポーツに関しましては、小平市のスポーツ振興の基本方針に基づきまして、現在は教育委員会で市民、民間企業、大学等との連携や協働の取組、また多世代にあったスポーツを行う機会の提供を進めております。

市民のスポーツへの関わり方が多様化している中で、今後、スポーツについて市の他の施策との連携を進め、市民の健康増進や生活の向上、地域社会の活性化等に役立つ取組を展開することから、市長部局に統合していくといった背景があり、今回の組織改正に至ったところでございます。

以上でございます。

○山田委員長職務代理者

ありがとうございます。そうしますと、これまで教育委員会の主権ということで、例えば1月初旬の歩け歩け大会であるとか、これまでのものが継続して行われるかというところまではまだ決まっていないのか、それとも、そのまま移管して継続されるのでしょうか。

○松原教育部理事

来年度のことになりますので、予定ではございますが、基本的には今まで教育委員会の体育課で行っていた事業は、市長部局の地域振興部で事業が実施されると、そのように捉えていただいて構わないかと存じます。

○山田委員長職務代理者

ありがとうございました。

○森井委員長

ほかにはございますか。

○三町委員

組織改正との関連で、課の名前が変わるわけですが、生涯学び続けるという意味での概念として生涯学習という言葉があって、小平市教育委員会も生涯学習推進課という名前になったと思います。これは、内容が減ると言うては変ですが、地域学習支援課というのは非常にエリア限定のイメージになっているのですが、名称をこのようにあえて変えた理由は何なのでしょう。

○松原教育部理事

今回の組織改正に伴いまして、生涯学習推進課の名称が地域学習支援課に変更となる予定ですが、生涯学習推進課では、地域の人材を活用して、小平地域教育サポートネット事業、放課後子ども教室事業、また青少年委員とともに実施するリーダー養成講座、青少年対策地区委員会等の事業などを行っております。地域・学校・家庭が連携協力し、子どもたちの健全育成に取り組むことを支援しております。教育委員会として、地域の方々の学習を支援し、その学習活動を通じて交流及び連携を図るなどの学習の成果を地域に還元し、そして子どもたちの豊かな成長を地域が支援していくという、そういった側面を重視いたしまして、課の名称を地域学習支援課と変更いたしました。

以上でございます。

○三町委員

イメージとして、地域であり、その地域の方々であり、学校であり、そこに住む子どもたちというように、ある程度地域といいますか、そこを意識しているように思えます。つまり、いろんな施設があるが、それは市長部局に移り、地域学習支援、地域の学習について、業務としてそういう地域での学習を支援することに、かなり焦点をしぼるということによって受けとめてよろしいでしょうか。

○松原教育部理事

社会教育全般を担っておりますが、その幅を広げて、一生涯の学習を推進するということで生涯学習推進課という名称を、課の名称として事業に取り組んでございます。現在担当している事業等は、生涯学習を根底としてございます。地域の方々が生涯学習ということで、日々学んでいらっしゃることを、地域に学習の成果を還元し、その還元したところがより子どもたちの成長につながっていく。教育委員会といたしましては、学校教育等が主にはなっておりますが、そういった学校教育の中で子どもたちの成長や学び等をより支援していくのだという、そういった側面を前面に出すという意味で、こういった名称に変更するという経緯がございます。

以上でございます。

○三町委員

わかりました。言葉の概念がどうつながっているということが、なかなか理解できなかったため、質問させていただきました。そういう意味で、ある程度限定して考えていくということであれば、これで合うのかなと思われましたので結構でございます。

○高槻委員

これらの項目は、要するに教育委員会のあり方が大きく変わっていくという流れの中にあると思います。小平ではこういう形の変化なのですが、ほかの市でも同じように、こういう変化が起きているのか、それとも多少市によっては違いがあるのか、お聞きしたいと思います。

○滝澤教育庶務課長

他市の状況では、東京都26市の状況について把握しておりますので、ご説明いたします。今回の文化、スポーツに関することの移管は地方教育行政の組織及び運営に関する法律、平成19年に改正されました第24条の2に基づくものでございますが、まずスポーツに関することを市長部局で行っている市は、現在は6市でございます。また、文化に関することを市長部局に移管している市についても6市でございます。

以上でございます。

○高槻委員

ほかのところは移管していないということですか。

○滝澤教育庶務課長

そうです。小平市は現在こういったことで進めておりますが、平成26年度4月時点での調査では6市ですから、残りの市については移管をしていないものと考えます。

○高槻委員

そういう改正が一律に行われるのではなくて、市によっては小平市と同じような形をとるところもあれば、そうではないところもあるということですね。わかりました。ありがとうございました。

○森井委員長

今回、教育委員会から市長部局へ補助執行される業務があり、また逆に委任される業務が出てくるということの中で、今後の教育委員会の事務局組織のあり方については、どのような方向を考えておられるのかについて、伺いたいと思います。

○有川教育部長

今、高槻委員からもお話がありましたとおり、地方教育行政法の中で一定の事務を市長部局に移すことができるという、地方の裁量の幅というのが広がっているというのは、事実だと思っております。そういう中で小平市も文化・スポーツ行政につきましても、先ほど松原理事から説明もございましたが、市長部局のほうに移管をしていくという考え方に至ったわけでございます。

この移管によりまして、教育委員会事務局の事務というものは、学校教育とそれから学校支援という立場、それに公民館、図書館という社会教育施設という形に、教育委員会の事務が整理されてくると思っております。

今後は行政委員会でありまして教育委員会の専門性がより生かされた施策の展開というのが、これまで以上に求められてくるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論は、議案第33号についてのみ、行います。

ー討論省略の声ありー

○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第33号、小平市教育委員会の組織等の改正の協議の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、協議事項（1）小平市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行の協議について、このことにつきまして、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

以上で、協議事項（1）を終了いたします。

次に、協議事項（2）小平市長の権限に属する事務の一部の委任の協議について、このことにつきまして、提案どおり了解ということでご異議ございませんでしょうか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

以上で協議事項（２）を終了いたします。

以上で冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席を願います。

ここで休憩したいと存じます。３時３０分まで休憩といたします。

午後３時１５分 休憩